

# アーケードの占用について

## 道路局路政課道路利用調整室

(ある日の朝)

菊池課長

坂上さん、ちょっとお話があるんだけど。

坂上係員

はい、なんでしょうか。

(課長の前に立つ坂上係員)

菊池課長

実は、異動の内示なんだよ。四月から本局の

路政課で勤務してもらうことになりました。

坂上係員

えっ！私ですか？

菊池課長

今より忙しくなるかもしれないけど、坂上さ

んなら大丈夫、僕が保証するよ。今までどおり

に頑張ってください。実際の異動まではまだ時

間があるから、それまでに担当の業務は、大野

君に引き継いでおいてね。

坂上係員

わかりました。いろいろとお世話になりました。

た。

大野係員

(自分の席に戻る坂上係員)

坂上さん、何の話だったんですか？

坂上係員

私、本局に異動することになったの。

大野係員

えっ、そうなんですか！

坂上係員

というわけだから、何か相談したいことがあ

ったら、早めに私に言うのよ。しかし、私がい

なくなったら、大野君はどうなってしまうのか

しら。心配だわ。

大野係員

そんなに心配しなくても大丈夫ですよ。とこ

ろで、早速、ひとつ御相談していいですか？

アーケードの占用についてなんですけど。

坂上係員

アーケードがどうかしたの？

大野係員

駅前大通りの歩道にアーケードを整備したい

ということ、商店街の役員の方から占用申請に当たったの相談を受けたものですから、自分なりに考えを整理してみたいです。内容について確認していただきたいと思ひまして。

坂上係員

ひとりで考えて整理するなんて大野君もなかなかやるわね。この事務所に赴任してきた時はどうしようかと思つたけど。そうねえ、あのころは：

大野係員

(まずい、話が長くなる。)じゃあ、説明しますね。まず、この道路の概要なんですけど、道路の幅員は一七メートルで、うち歩道部分は、片側それぞれ三・五メートルとなっています。

次に設置予定箇所についてですが、商店が連なっている部分で、延長が片側約五〇メートルで、他の道路と交差、接続していたり、屈曲している道路とはなっていません。

また、アーケードの構造なんですけど、柱部分が歩道の車道寄りに設置され、路面からの高さが五メートルで、建築基準法や消防法等の道路法以外の観点からの基準は満たしているようですので、安全性や耐久性等については特に問題はないようです。なお、今回のアーケードの占用主体は商店街振興組合の代表者となつていて、占用許可条件に付すこととなるアーケードの維持管理については、振興組合が対応するこ

とになると思われます。

それで、占用許可基準との適合性については、  
ですが、アーケードの占用許可基準としては道路  
法第三三条第一項の規定による許可基準に加え  
て、具体的な取扱いを定めた通達があります  
〔「アーケードの取扱について」(昭和三〇年二  
月一日付け国消発第七二号、建設省発住第五号、  
警察庁発備第二号国家消防本部長、建設事務次  
官、警察庁次長通達)〕ので、これらの基準との  
適合性を確認する必要があります。

## 坂上係員

そこまではわかったわ。続けて。

## 大野係員

最初に、道路法第三三条第一項の規定による  
許可基準については、物件該当性について  
は、道路法第三二条第一項第四号に規定する  
「歩廊、がんぎその他これらに類する施設」に  
該当します。

次に、無余地性については、このアーケード  
が商店街を利用する歩行者の利便性を向上させ  
るために設置される施設でもあることから、歩  
道上に設置することはやむを得ないと思いま  
す。

さらに、道路法施行令や通達による許可基準  
との適合性についてチェックしてみます。

まず、アーケードの柱部分については、歩道  
の車道寄りに設置されるといことなので、道

路法施行令第一〇条第一項第一号の規定に適合  
しますし、路面からの高さが五メートルとなっ  
ていますから、同項第二号の規定にも適合しま  
す。それから、同条第二項では、道路が交差し、  
接続し、又は屈曲する場所の地上には占用物件  
を設けてはならないとなっていますが、今回の  
アーケードはこのような道路とはなっていないま  
せんで、この規定にも抵触しません。(※)

### ※ 道路法施行令第一〇条第一項、第二項

1 占用物件(かっこ内略)を地上に設ける場合  
においては、次の各号に掲げるところによらな  
ければならない。

一 占用物件の地面に接する部分の位置は、法  
面、側こう上若しくは路端寄り又は歩道(か  
っこ内略)内の車道(かっこ内略)寄りとな  
ること。(後略)

二 地面に接しないで設けられる占用物件(か  
っこ内略)の最下部又は地面に接して設けら  
れる占用物件の地面に接しない部分(法敷等  
の上空にある部分を除く。)の最下部と路面  
との距離は、四・五メートル以上とすること。  
ただし、歩道を有する道路の歩道上において  
は、二・五メートル以上とすることができる。  
2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の  
地上には、占用物件を設けてはならない。た  
だし、電線及び電柱については、この限りでない。

それから、アーケードの通達別紙「アーケ  
ードの設置基準」では、設置基準2において「道  
路の一侧又は両側に設けるアーケードの場合」  
の設置場所等について規定されているなど様々  
な基準が設けられています。今回のアーケ

ードについては、これらの基準を全てクリアして  
います。

加えて、アーケードの構造については、道路  
法施行令第一四条において規定されています  
が、今回のアーケードについては、安全性や耐  
久性が認められるようなので、特に問題はない  
ものと思われます。

以上より、今回のアーケードについては、設  
置に当たり、特に問題となるような点は見受け  
られないことから、占用を認める方向で検討し  
ていきたいのですが、いかがですか。

## 坂上係員

結構ちゃんと整理できてるじゃないの。よく  
ここまでひとり考えてたわね。これなら私がい  
なくてもひとりあえずは安心ね。

## 大野係員

とりあえずって何ですか。大船に乗ったつも  
りでいてくださいよ。それにしても長い間いろ  
いろとお世話になりました。今後もし指導の程  
よろしくお願いします。

## 坂上係員

こちらこそよろしくね。わからないことがあ  
ったら、すぐ連絡するのよ。ピッシピッシ指導  
してあげるから、覚悟しておきなさい。

## 大野係員

アイタタタ： (この項おわり)